

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市条例第 8 号

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

18 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 15 条第 2 項及び第 3 項並びに第 16 条第 2 項の規定の適用については、第 15 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、同条第 3 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」とあるのは「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、第 16 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」とする。

(香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成 20 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項ただし書中「100 分の 160」と、」とあるのは、「100 分の 128」と、」とする。

(香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和 32 年条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

8 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 5 条の規定の適用については、同条ただし書中「100 分の 160」と、」とあるのは、「100 分の 145」と、」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香芝市告示第 5 6 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 5 月 7 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 5 月 7 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 5 7 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 5 月 1 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 5 月 1 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 5 8 号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第 7 条第 4 項及び同法第 8 条第 1 項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第 8 条第 4 項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成 2 1 年 5 月 1 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 . 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については二日間）
- 2 . 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3 . 引取時間 午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）
- 4 . 連 絡 先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課  
TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1（内線 2 0 4）



香芝市告示第 5 9 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 5 月 1 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 5 月 1 3 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 6 0 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 5 月 1 5 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 5 月 1 5 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 6 1 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 5 月 1 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 5 月 1 9 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 6 2 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 5 月 2 2 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 5 月 2 2 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 6 3 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 5 月 2 6 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 5 月 2 6 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 6 4 号

第 3 回香芝市議会臨時会を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定により、次のとおり招集する。

平成 2 1 年 5 月 2 7 日

香芝市長 梅 田 善 久

1 期日 平成 2 1 年 5 月 2 9 日

2 場所 香芝市役所 議場

3 付議事件

(1) 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて

(2) 平成 2 1 年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

香芝市告示第 6 5 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 5 月 2 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 5 月 2 8 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 6 6 号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第 7 条第 4 項及び同法第 8 条第 1 項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第 8 条第 4 項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 . 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については二日間）
- 2 . 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3 . 引取時間 午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）
- 4 . 連 絡 先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課  
TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1（内線 2 0 4）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
21-92	三貴ホーム	立看板	1	下田	H21.5.10	H21.5.11	下田倉庫
21-93	関西ハウジング	はり札	17	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-94	民主党	はり札	1	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-95	賃貸の店	はり札	1	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-96	協栄ホーム	はり札	1	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-97	賃貸フレンド	はり札	3	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-98	大地不動産	はり札	2	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-99	Feelホテル	はり札	1	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-100	ウォーターゲート	はり札	2	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-101	大黒ハウス	はり札	1	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-102	ファミティホーム	はり札	7	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-103	昇陽ハウジング	はり札	1	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-104	関西ハウジング	立看板	3	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-105	豊富住建	立看板	8	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-106	ビーバーハウス	立看板	9	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-107	グローバル二上駅前	広告旗	1	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-108	東武建設	広告旗	2	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫
21-109	ビーバーホーム	広告旗	5	香芝市全域	H21.5.26	H21.5.26	下田倉庫

香芝市選挙管理委員会告示第22号

香芝市選挙人名簿の抄本の閲覧規程第7条による平成20年度における閲覧状況について別紙のとおり公表する。

平成21年5月27日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

別紙 略

## 香芝市選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面を、平成21年6月3日から同年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供する。

平成21年5月27日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

縦覧場所 香芝市役所 4階 香芝市選挙管理委員会事務局

香芝市農業委員会会議規則告示第6号

平成21年5月28日

香芝市農業委員会

会長 吉村 増雄

平成21年第6回香芝市農業委員会総会を下記のとおり招集する。

記

1 期 日 平成21年6月4日 午後1時30分

2 場 所 香芝市役所 3階 第1会議室

3 案 件 (1) 別紙議案のとおり

(2) その他

## 香芝市公告

香芝市が発注する下記工事について、事後審査型条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により公告します。

平成21年5月26日

香芝市長 梅田善久

### 記

#### 1 入札に付する工事

- (1) 工事名 香芝市立二上小学校耐震補強工事
- (2) 工事場所 香芝市畑4丁目573
- (3) 工事概要 校舎棟（棟番号 ）鉄筋コンクリート造3階建て  
建築延床面積 1,419㎡  
校舎棟（棟番号 ）鉄筋コンクリート造3階建て  
建築延床面積 1,212㎡  
の建築物耐震補強工事及び屋上防水・外壁改修工事  
外付RCブレースの設置  
耐震RC壁増設  
柱補強  
耐震スリット設置
- (4) 工期 契約日から平成21年9月30日  
(現場作業にあたっては、施工期間及び時間に制約あり。)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成21年度の香芝市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち建築一式工事の許可を有し、次に掲げる条件をすべて満たしたものとします。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から落札決定までの間に、香芝市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止等の措置又は、香芝市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第15条の規定による建築工事業の特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成21・22年度の香芝市建設工事等に係る競争入札の参加資格格付け区分（市内業者）建築一式工事Aランク若しくは、奈良県内に本店又は、

法第3条第1項に規定する営業所を有する者のうち、建築一式工事について、法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の総合評点が1,000点以上のもの。（ただし、経営事項審査の審査基準日が公告日前の1年7カ月以内のものうち、直近のもの。）

- (5) 過去10年以内に対象工事と公共団体が発注した同種（RC造の耐震補強工事）・同規模以上（請負金額7,000万円以上）の工事の元請実績を有すること。
- (6) 次の基準を満たす技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できる者であること。
  - (イ) 一級建築施工管理技士・一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者。
  - (ロ) 監理技術者資格者証の交付を受けている者。
  - (ハ) 公告日以前に連続して3ヶ月以上の雇用関係にある者注) 営業所の専任技術者は、工事の監理技術者を兼務することはできない。
- (7) この入札に係る下記設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がない者であること。
  - 社名：株式会社 伸構造事務所
  - 住所：奈良県香芝市瓦口2166
- (8) 会社更正法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者であっても更正計画が認可された者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

### 3 入札参加手続

- (1) この工事の入札に参加しようとする者は、事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を香芝市長に提出すること。
  - 注) 申請書の受付をされた者のみが、この入札に参加することができます。
  - 申請書配付
  - 申請書は、別に定める様式によるものとし、その申請書を次のよう

に配付します。

(イ) 配付期間

公告日から

(ロ) 配付場所

香芝市本町 1 3 9 7 番地

香芝市役所総務部管財課 (庁舎 4 階)

香芝市のホームページからもダウンロードできます。

申請書の受付

(イ) 受付期間

平成 2 1 年 6 月 5 日 (金)

午前 1 0 時から午後 4 時まで

(但し、正午から午後 1 時を除く)

(ロ) 受付場所

香芝市本町 1 3 9 7 番地

香芝市役所総務部管財課

(ハ) 申請書の提出は、持参した場合に限り受付します。

(二) 提出部数は 2 部

( 1 部は受付印を押し渡します。 )

#### 4 設計図書等の配布

( 1 ) 入札参加申請の受付をした者には、「図面、仕様書、その他関係書類」  
(以下「設計図書等」という。)の C D を次のとおり貸与します。

受付印のある申請書を持参してください。

その時に入札書も渡します。

注) 貸与を受けない者は応札出来ません。

(イ) 配布日時

平成 2 1 年 6 月 8 日 (月) 午前 1 0 時から午後 4 時まで

(但し、正午から午後 1 時を除く)

(ロ) 配布場所

香芝市本町 1 3 9 7 番地

香芝市役所総務部管財課 (庁舎 4 階)

(ハ) その他

貸与を受けた C D は入札執行までに教育委員会事務局総務課に必ず返却してください。

( 2 ) 設計図書等の質問については、その旨を記載した書面を次のとおり持参してください。

(イ) 日時

平成21年6月16日(火)午前10時から正午まで

(ロ) 場所

香芝市本町1397番地

香芝市役所 教育委員会事務局 総務課(庁舎4階)

(3) 前記(2)の質問に対する回答書は、平成21年6月18日(木)午後3時に上記場所で渡します。

5 開札の日時・場所

(イ) 日時

平成21年6月24日(水)午後1時30分

(ロ) 場所

香芝市本町1397番地

香芝市役所 会議室棟第4会議室

6 入札の方法

(1) 郵便による入札

開札日前日までに郵便事業(株)香芝支店留 香芝市管財課行で一般書留又は簡易書留郵便で必着のこと。

注) 郵送日は開札日前日から10日前までの間とします。

(郵便入札の要領は香芝市のホームページに掲載)

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札回数は、2回を限度とします。

7 最低制限価格

最低制限価格は設定していません。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除(ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする契約金額の100分の10以上の履行保証保険契約を締結すること)

## 9 入札の中止

この入札手続途中で、入札参加可能者が2者未満となったときあるいは、入札時に入札参加者が2者未満となった場合は、その段階で入札手続または入札を中止します。

## 10 事後審査

開札会場にて落札候補者と認められた者について、競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出を求め、後日審査し落札者を決定します。

(イ) 提出を求めた書類に虚偽の記載をした者は失格とします。

(ロ) 事後審査資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。

(ハ) 提出された資料は、返却しません。

## 11 事後審査書類の提出期限

競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出期限は落札候補者の通知を受けた日の翌日とします。

## 12 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の入札、香芝市契約規則第7条及び香芝市郵便入札要綱第10条に該当する入札は、無効とします。

## 13 その他

### (1) 問い合わせ

不明な点については、香芝市役所総務部管財課（0745-76-2001 内線481・482）まで問い合わせてください。

平成21年 5月25日

香芝市教育委員会公告第5号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成21年第5回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

- |      |   |  |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成21年5月29日(金)<br>午後2時00分より   |
| 2. 場 | 所 | 香芝市役所 会議室棟第4会議室  |
| 3. 案 | 件 | (1) 香芝市教育委員会後援等名義使用について<br>(2) 香芝市文化財保護審議会委員の委嘱について<br>(3) 香芝市公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分の報告及び承認について<br>(4) 香芝市社会教育委員の委嘱に関する専決処分の報告及び承認について<br>(5) その他 |